

答申

1 審査会の結論

福岡県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、令和2年4月21日200第106号-2で行った公文書非開示決定（以下「本件決定」という。）は、結論として妥当である。

2 審査請求に係る対象文書の開示決定状況

(1) 審査請求に係る対象文書

審査請求に係る対象文書（以下「本件文書」という。）は、審査請求人が行った福岡県立〇〇高等学校（以下「本件学校」という。）に係る「別紙請求する公文書の内容「いじめ」及び「体罰」等に関する発出文書など全て」との内容の公文書開示請求（以下「本件請求」という。）に係る公文書である。

（別紙の内容）

- ア 06. 本件学校の「学校いじめ防止基本方針」の「5 重大事態への対処」（1）の（ア）における教育委員会を通じて、福岡県知事に報告した内容に関するもの全て（以下「請求内容1」という。）
- イ 07. いじめ防止対策推進法第25条の条文中「当該児童等に対して懲戒を加えるものとする」の規定に基づく、いじめを行った当該児童等に対する対処及び対処内容に関する文書全て（以下「請求内容2」という。）
- ウ 08. 本件学校〇〇部へ提出した退部届、また、いじめ防止対策推進法及び本件学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づく今回の事案を福岡県高等学校〇〇連盟に報告した文書（以下「請求内容3」という。）
- エ 09. 平成29年〇〇月〇〇日〇〇から本件学校〇〇部の監督及び保護者会会長と協議時に、本件学校〇〇部の監督が、口頭で話した〇〇部内を調査し加害生徒が行った行為の内容及び調査方法、その後の本件学校〇〇部の監督が加害生徒をどのように指導したかがわかる文書（以下「請求内容4」という。）
- オ 10. 本件学校〇〇部へ提出した退部届を承認する決裁権者名及び決裁区分（以下「請求内容5」という。）
- カ 11. 本件学校〇〇部の部長及び監督の役割分担表（以下「請求内容6」という。）
- キ 12. 平成29年秋季に開催された1年生大会のスコアブック、選手登録メンバー表及び大会開催要領など平成29年秋季開催の1年生大会の内容書類全て（以下「請求内容7」という。請求内容1から請求内容7までを総称して「本件請求内容」という。）

(2) 開示決定状況

実施機関は、本件文書について、作成も取得もしておらず存在しないとして、福岡県情報公開条例（平成13年福岡県条例第5号。以下「条例」という。）第11条第2項の規定により、本件決定を行った。

3 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求めるものである。

(2) 審査請求の経緯

ア 審査請求人は、令和2年3月30日付けで、実施機関に対し、条例第6条第1項の規定により、本件請求を行った。

イ 実施機関は、令和2年4月21日付けで、本件決定を行い、その旨を審査請求人に通知した。

ウ 審査請求人は、令和2年6月23日付けで、本件決定を不服として、実施機関に対し、審査請求を行った。

エ 実施機関は、令和2年11月24日付けで、当審査会に諮問した。

4 審査請求人の主張要旨

審査請求人の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件決定の理由について

令和2年4月21日付け公文書非開示決定通知書で実施機関が示した本件決定の理由は、「不存在である」ということのみであり、何故不存在なのかという理由や経緯の説明がなされていない。

実施機関は、今回、審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）がいじめを受けていると疑われる事案（以下「本件事案」という。）が発生したことについて、事実確認や調査等、当時どのような対応を行ったのかを示した上で、本件文書が不存在である理由を説明するべきである。

(2) 本件生徒に対するいじめの有無について

実施機関は、弁明書において、「本件事案で発生したことは、本件生徒が所属する部活動の部員の間でのふざけ合いであり、いじめではないと判断した」と説明しているが、本件事案に関する学校の一連の対応からして、学校が適切な解決策を講じているとは思えず、本件事案を軽視しているのではないかと疑わざるを得ない。実施機関は本来、「本件生徒へのいじめがあった」と認識した上で、それに対する適切な対応を行うべきである。

5 実施機関の説明要旨

実施機関の主張を要約すると、次のとおりである。

(1) 本件生徒に対するいじめの有無について

実施機関は、平成29年11月上旬頃、審査請求人から「本件生徒が所属する部活動でいじめを受けている」との相談があったことを受け、当該部活動の部員に確認を行ったところ、本件生徒を含む部員同士で「ふざけ合い」が行われていることが判明した。その後、当該部活動の顧問が本件生徒の両親に事情を説明し、「本件事案は部員同士のふざけ合いであり、本件生徒へのいじめではなかった」ということを確認している。

(2) 本件文書の存否について

実施機関は、本件事案については、本件生徒がいじめを受けているものではなく、加害者も被害者もないと判断しているため、本件学校における「いじめ基本方針」に基づく措置や、いじめ防止推進法第25条第1項に基づく措置、同法第23条第2項に基

づく報告は行っておらず、本件事案について、福岡県高等学校〇〇連盟への報告も行っていない。

また、本件生徒の退部届は、〇〇部監督との相談の結果、本件生徒から〇〇部を続けるという申し入れがあり提出されていないため、決裁もなされていない。

さらに、〇〇部の部長及び監督の役割分担表は作成しておらず、平成29年秋季に開催された1年生大会の内容書類は既に廃棄している。

したがって、実施機関は、請求内容1から請求内容6までに係る文書については、作成も取得もしていないため、また、請求内容7に係る文書については、既に廃棄しているため、条例第11条第2項の規定により、本件決定を行っているものである。

6 審査会の判断

本件請求には、一部、特定のいじめ事案に係る公文書の開示を求めているように理解できる請求内容が含まれている。

また、本件審査請求の審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）においては、条例に基づく開示決定等に係る審査請求として行われた本件審査請求と併せて、福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「個人情報保護条例」という。）に基づく開示決定等に係る審査請求として行われた別件の審査請求（以下「別件審査請求」という。）を行う旨が記載されている。

さらに、本件審査請求に係る審査請求書、反論書や弁明書等には、本件生徒の氏名を明らかにした上で、本件事案がいじめに該当するか否かについての当事者の理解を前提に本件文書の存否に係る主張が行われている部分があるなど、情報公開条例に基づく開示決定等の審査請求における当事者の主張としては不適切と思料される内容が含まれている。

そのため、本件決定の妥当性の判断に当たっては、まず、本件請求及び本件審査請求の経緯について、別件審査請求との関係も考慮しながら確認を行い、次に本件請求内容及び決定の対象について整理を行った上で、判断を行うこととする。

(1) 本件請求及び本件審査請求の経緯について

本件請求の公文書開示請求書（以下「本件開示請求書」という。）では、「請求する公文書の名称等」の欄の「別紙請求する公文書の内容…」の文言の前に「〇〇（注：本件生徒の氏名）に関する」という文言が見え消しで記載されており、また、請求する公文書について具体的に説明を行う趣旨で添付された本件開示請求書の別紙には、冒頭に「【請求する個人情報の内容】」と記載され、当該別紙に列記されている通し番号には、欠落があることが確認できる。また、当該別紙の請求内容3及び請求内容4は、特定の事案を対象としたものとなっており、請求内容1、請求内容2及び請求内容5については、特定の事案を対象としたとも、また、本件学校の事案全般を対象としたとも読み取れるものとなっている。

一方、本件審査請求書では、上記のとおり本件審査請求と別件審査請求が併せて行われている。

そして、本件審査請求書の内容は、これら2件の審査請求について、それぞれの内容に応じて別個に行うべき主張や説明が一体となって展開されたものとなっており、本件審査請求書に対する実施機関の弁明書（以下「本件弁明書」という。）も、審査請求ごとに項目こそ分離しているが、両審査請求を対象とし、相互の審査請求中の内容を前提

に主張が展開され、本件審査請求に係る弁明の部分においても本件生徒の氏名を明らかにした状態で本件生徒に係るいじめ事案に関する個別の対応状況について言及している部分が散見されるなど、内容の分離ができていないことが認められた。

さらに、本件弁明書に対する審査請求人からの反論書についても、本件審査請求書と同様に両審査請求事案に係る内容を分別せずに主張が展開されていることが確認された。

これらの点について、実施機関に経緯を確認したところ、本件請求に先行して別件個人情報開示請求がなされたが、その際、求める情報が本件生徒の個人情報に該当しないと思料されるなど、請求内容の一部に個人情報保護条例に基づく開示請求の手続では対応が困難なものがあり、その旨を審査請求人に説明・指導の上、当該部分について新たに本件請求が行われたものということであり、これらの連続して行われた別件個人情報開示請求と本件請求に対するそれぞれの決定に係る審査請求が本件審査請求書によってまとめて行われ、実施機関も2つの審査請求を峻別することなく手続を進めていたことが判明した。

(2) 本件請求内容及び決定の対象について

前記(1)のとおり、本件請求については請求内容をどのように整理すべきか不明な点があったため、当審査会で口頭意見陳述での質問や調査を行い、本件請求内容及び決定の対象について次のとおり判断した。

ア 請求内容1から請求内容5までについて

審査請求人及び実施機関が、これらの請求内容をどのように理解していたかについては、両者とも、本件生徒に係る事案に関して本件文書の請求が行われているものと理解していたことが判明した。

よって、本件開示請求書は、特定の個人に係る情報が直接記載されているものではないが、請求内容1から請求内容5までについては、本件生徒に関するいじめ事案に係る公文書が請求され、そのことを前提に決定が行われたものと認められる。

イ 請求内容6及び請求内容7について

前記(1)の経緯を踏まえると、審査請求人は本件事案に関連してという意図があると考えられるが、文意から、請求内容6は、平成29年度における「本件学校〇〇部の部長及び監督の役割分担表」について、請求内容7は、本件学校の〇〇部に関する「平成29年秋季に開催された1年生大会のスコアブック、選手登録メンバー表及び大会開催要項など平成29年秋季開催の1年生大会の内容書類全て」について、公文書の開示を求めて開示請求がなされ、それを前提に決定が行われたものと考えられる。

(3) 本件決定の妥当性について

前記(2)を踏まえ、本件決定の妥当性について、次のとおり判断を行う。

ア 請求内容1から請求内容5までに係る決定の妥当性について

請求内容1から請求内容5までに係る請求は、前記(2)のとおり、本件生徒を指定して本件生徒に関するいじめ事案に係る公文書の開示請求がなされたものと認められるため、これらの請求に対して、何らかの公文書の存否を答えることは、特定の個人である「本件生徒」に関するいじめ事案に係る実施機関の対応の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなると考えられる。

他方、条例第9条においては、開示請求の拒否処分の一態様として、条例第7条第1項各号の非開示情報を開示することとなる場合に、実施機関は、公文書の存否を明

らかにしないで、拒否することができる旨を定めているため、本件存否情報の条例第9条該当性について検討する。

まず、本件存否情報の非開示情報該当性について検討すると、本件存否情報は、条例第7条第1項第1号に規定される、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、条例第7条第1項第1号ただし書の該当性について検討すると、本件存否情報は、同号ただし書イに規定する慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当しないものと認められる。さらに、同号ただし書ロ、ハ及びニに該当する特段の事情も認められない。

したがって、請求内容1から請求内容5までに係る文書の存否を答えることは、条例第7条第1項第1号に掲げる非開示情報を開示することとなるため、実施機関は、条例第9条の規定により、請求内容1から請求内容5までに係る文書の存否を明らかにしないで、これらの請求を拒否すべきものであったと認められる。

しかし、本件の場合、既に「本件請求に係る公文書は作成も取得もしていない」ことを理由に非開示決定を行っており、条例第7条第1項第1号に規定する非開示情報を既に開示した状態となっている。このような場合においては、本件決定を取り消し、条例第9条に基づく「存否応答拒否」を理由とした非開示決定を行ったとしても、既に開示されてしまった非開示情報を改めて非開示とすることに実益はないと考えられる。

よって、実施機関が本件請求における請求内容1から請求内容5までについて、存否応答拒否を行わず、作成も取得もしておらず存在しないという理由で非開示決定を行ったことは、非開示理由において誤りがあるものの、結論としては妥当であると判断される。

イ 請求内容6及び請求内容7に係る決定の妥当性について

実施機関は、請求内容6に係る文書について、作成をしていないため不存在と説明をしているが、運動部において部長と監督が別に置かれている場合、何らかの文書において明記されていなくても、部長は全体的な責任者、監督は主に技術面での指導者という役割分担がされていることが通例であると考えられるため、実施機関が説明する理由が特に不合理なものとは認められない。また、当審査会が、本県の文書管理システムを用いて、平成29年度の本件学校における文書分類表を確認したところ、部活動に関する文書ファイルの名称を2件確認したが、いずれのファイルも保存期間は1年とされていたため、仮に、平成29年度に本件学校の〇〇部における部長及び監督の役割分担表が作成されていたとしても、文書の保存期間は1年であり、本件請求時点である令和2年3月30日においては、既に廃棄されているものと考えられる。

以上の点から、請求内容6に係る文書が存在しないという実施機関の説明に不合理な点があるとは認められない。

実施機関は、請求内容7に係る文書については、作成も取得もしておらず、不存在として非開示決定を行っていたが、弁明書においては廃棄しているため存在していないと説明をしているところである。

このうち、「平成29年秋季に開催された1年生大会のスコアブック」については、実施機関に確認したところ、本件学校の生徒が作成し、保管及び管理を行っているも

ので、そもそも、実施機関においては作成も取得もしていないものであることが判明し、実施機関が弁明書において廃棄しているため存在していないと説明をしていることは誤りであったことが確認された。

その他、「選手登録メンバー表及び大会開催要領など平成29年秋季開催の1年生大会の内容書類全て」については、平成29年度の本件学校の文書分類表によると、保存期間が1年となっていることから、実施機関が本件請求時点である令和2年3月30日において廃棄しているため存在しないとする理由としては合理的なものであると認められる。

したがって、実施機関が請求内容6に係る文書について、作成も取得もしておらず存在しないという理由で非開示決定を行ったことは、妥当であると判断される。

また、請求内容7に係る文書のうち、「平成29年秋季に開催された1年生大会のスコアブック」については、本件決定において、作成も取得もしておらず存在しないという理由で非開示決定を行ったことは、妥当であると判断される。

さらに、請求内容7に係る文書のうち、「選手登録メンバー表及び大会開催要領など平成29年秋季開催の1年生大会の内容書類全て」については、実際は廃棄していたにも関わらず、本件決定において作成も取得もしておらず存在しないという理由で非開示決定を行ったことは、理由は不適切だが、結論において妥当であると判断される。

7 付言

本件審査請求事案においては、本件請求の一部に、特定の個人に関する情報の記載された公文書の開示を求める旨の請求が含まれ、それに対する決定において本来明かすべきではない公文書の存否を明らかにしていることが判明した。

さらに、このような状況は、本件請求に先立って、審査請求人から実施機関に行われた別件個人情報開示請求において、請求内容に公文書開示請求により行うべきものが混在しているとして、一部の請求内容について公文書開示請求を改めて行うべき旨の指導を行った際、実施機関がその振り分けの説明を誤ったことにより生じていたことが本件事案の審査の過程において判明した。

このように、実施機関は、本件決定に至る複数の段階で誤った対応を行っているが、このような事態は本件請求に対応した職員の福岡県情報公開条例及び福岡県個人情報保護条例に基づく開示請求制度に関する理解不足のため生じたものと考えざるを得ない。

実施機関においては、今後、両制度に係る職員に対する指導体制の確立、職員への研修の実施などにより、制度の適切な運用の確保に努めることが強く望まれる。

以上の理由により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。